

栃木県議会議長 螺良 昭人様

2014年8月6日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年治
前栃木県議会議員 野村せつ子

政務活動費(調査費)に対する県民の疑惑を解消し、
条例・マニュアル・申し合わせの厳密な実施および
条例改正等さらなる制度改善を求める申し入れ

2012年度(H24)栃木県議会政務調査費収支報告書について、5月29日、市民団体が監査委員に住民監査請求書を提出しました。この内容の一部について、7月28日、TBSの番組「NewS 23」がとりあげ、自民党議員会のA議員の奈良県庁調査が行われなかった疑惑があると指摘しました。日本共産党は「栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部改正(2013年3月)」を前に、2013年1月22日、三森文徳議長(当時)にたいし、政務調査費の用途拡大に反対するとともに県民の理解が得られる制度に改善するよう求めましたが、このような問題で栃木県議会がとりざたされたことを極めて残念に思います。

今回のような疑惑が生じたのは、県外での調査であるにもかかわらず調査報告書が提出されていないからであり、番組でとりあげられたA議員のほかにも、海外視察、県外調査をしたとしながら報告書を提出していない議員が複数いると指摘されています。

2009年度より実施された栃木県政務調査費マニュアルは、調査研究活動について、「議員またはグループは、分担して実施した調査研究事業について調査研究活動報告書を作成し、会派に提出する。会派は、全体の調査研究活動について、調査研究活動報告書を取りまとめ、整理保管する」と定め、「収支報告書に添えて提出する証拠書類等」として「調査研究活動報告書(主なもの)」を定めていました。

さらに2010年4月1日より運用された「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」(申し合わせ)では、「県外、海外への視察調査研究活動を行った際は会派内でその成果を共有化し、有効に活用するため、当該調査毎に調査研究報告書を作成して、会派の代表者あて提出するものとする。またそのうち主な調査研究活動報告書(原則として海外視察調査研究に係るものは全てとする)は、議長に提出するものとする」とされました。

そして議長は、「栃木県政務活動費の交付に関する条例」12条の3で「政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする」と定められています。

すなわち、調査研究活動の主なものは、調査した議員が報告書を会派に提出し、会派がとりまとめて保管し(5年間)議長に収支報告書の証拠書類として提出しなければなりません。県外、海外での調査活動報告書が提出されていないのは、明確なマニュアル違反であり、調査研究費の充当は認められないはずです。仮に、そのような欠陥のある収支報告書が提出された

場合は、条例に従って、議長は調査しなければならないはずです。

議員、会派、議長のいずれもが条例と議会自ら作成したマニュアル、申し合わせ通りの運用を怠った結果として、今回のような重大な疑惑が栃木県議会にかけられることになりました。これは県民の議会への信頼を裏切り、深く傷つけることであり、断じて許されることではありません。

また仮に条例・マニュアル・申し合わせが厳密に実施されたとしても、現行の県政務活動費制度については、県民から見て透明性や使途基準にたいする疑念が生じうる問題があります。たとえば事務所費の問題では、政党支部や後援会、議員親族が経営あるいは所有する建物への家賃・水光熱費などの充当は、政治活動との線引きや親族への利益還元が疑われる事例も指摘されています。2013年3月の「条例の一部改正」で、議会活動や政治活動との線引きが難しい要請陳情活動等にも充当できるようになったことも、そうした疑念を拡大する要因の一つとなっているのではないのでしょうか。このように現行制度には、見直し・改善すべき点が多々残されています。

ついでに、日本共産党は政務活動費にたいする県民の疑惑・不信を解消し、信頼性を高めるための見直し・改善が必要との立場から、下記のとおり申し入れます。

記

1、議長は今回の事態を招いた責任を明確にし、「栃木県政務活動費の交付に関する条例」12条の3に従い、政務活動費の適正な運用を期するため、同条例と政務活動費マニュアル・申し合わせが厳密に実施されるよう各会派、議員に徹底すること。

A 議員と所属会派に県民への説明責任を果たすよう求めること。

各会派にたいし、2012年度の政務活動収支報告書につき、海外視察・県外視察をした議員の調査報告書をすべて提出させ、閲覧できるようにすること。

収支報告書の証拠書類である海外・県外調査の報告書が提出されない場合は、所属会派にたいし、充当した費用を自主的に返納するよう求めること。

2、栃木県政務活動費制度については、県民から見て透明性や使途基準にたいする疑念が生じている。こうした問題を払拭するため、海外・県外での全ての調査研究活動報告書の提出・閲覧の義務づけ、政治活動・議会活動・選挙活動との線引きが難しい要請陳情活動の除外、事務所費の充当対象の制限など、政務活動費の透明性を高め、使途の明確化をはかるための条例改正を含む制度見直し・改善をはかること。

以上